

植物防疫に関する情報発信改善の取り組み —茨城県植物防疫シンポジウムを開催して—

茨城県病害虫防除所

岡部 克* (おかべ かつ)

植物防疫に関する情報の伝達

病害虫防除所では、植物防疫法に基づいて調査を行い、病害虫の発生による被害を最小限に抑えるために発生予察情報を発表している。本県では、農業者のための情報は、農業改良普及センターや全農等の関係機関、病害虫防除員、農薬販売店を經由して提供している（図-1）。また、「病害虫注意報」などの重要な情報はプレスリリースしている。さらに、農薬の適正使用を推進するため、指導資料である「農作物病害虫・雑草防除指針」の作成や、「果樹等病害虫参考防除例」の監修を行うほか、農薬適正使用アドバイザーに最新の農薬情報を伝

メール配信するなど、農業者へ効果的に情報が伝わるようにしている。

しかし、情報を農業者や関係機関に伝える場合は、価値ある情報を提供するのはもちろんのこと、情報の活用方法を紹介するなど、さらに幅広い取り組みが必要と考えた。

情報発信の取り組み

当所では、以前から情報を効果的に伝える取り組みとして、普及指導員研修をはじめ、農薬適正使用アドバイザーなどを対象とした各種講習会や研修会へ積極的に講師を派遣してきた。平成22年度には当所職員が25回の

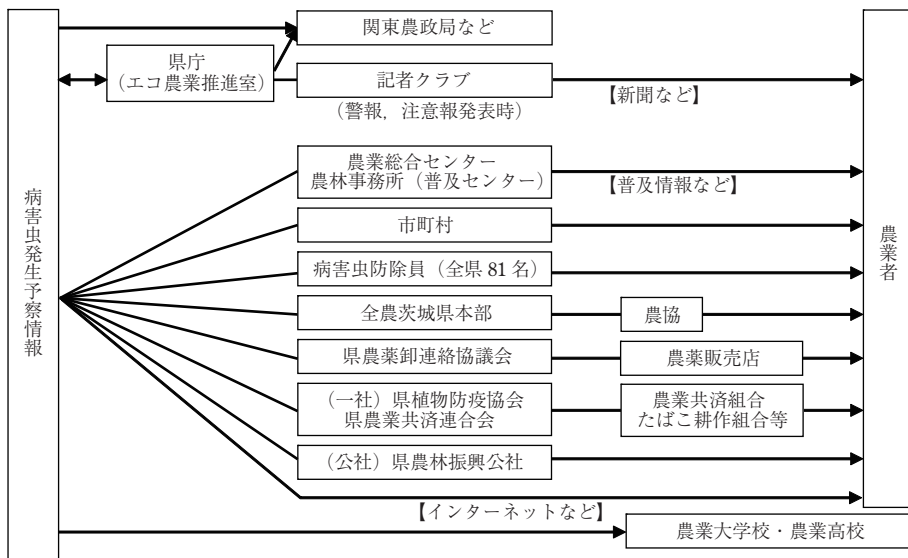


図-1 茨城県における発生予察情報の提供体制

*現所属：茨城県県央農林事務所 経営・普及部門